

著作権法第35条

社会教育施設の講座であっても何でもアリじゃない

「必要と認められる限度」

「著作権者の利益を不当に害する場合」

ケースバイケース

注目すべき権利制限③

著作権法第38条

「非営利・無料」の場合の著作物の上演、演奏、上映、口述

注目すべき権利制限③

(著作権法第38条1項)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。

ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

著作権法第38条

【条件】

- ①「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかであること
(「複製・譲渡」や「公衆送信」は含まれない)
- ②すでに公表されている著作物であること
- ③営利を目的としないこと
- ④聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- ⑤出演者に報酬が支払われないこと
- ⑥慣行があるときは「出所の明示」が必要

著作権(財産権)

法定利用行為	例えば
複製(同じものを再製すること)	コピーする。プリントアウトする。ダウンロードして保存する。テレビ放送をHDDに録画する。CDから曲をスマートフォンに取り込む。
上演・演奏	観客の前で著作物(脚本や振付)を上演する。曲を演奏する。舞台上でダウンロードした音源などを再生して観客に聴かせる。
上映	映画を映画館で上映する。説明会で写真や動画をプロジェクターで映し出す。
公衆送信	著作物をインターネットで送信・配信する。ウェブサイトや動画投稿サービスにアップロードする(送信可能化)。
口述	読本を読み聞かせ会で朗読する。
展示	絵画を美術館で展示する。
頒布(映画の著作物)	映画館上映用のフィルムを提供する。DVD・ブルーレイやコンピュータゲームを販売・レンタルする。
譲渡(映画以外の著作物)	小説(本)を書店で販売する。音楽CDをレコード店で販売する。
貸与(映画以外の著作物)	音楽CDをレンタルショップで貸し出す。
翻訳・翻案等	英語の歌詞を日本語訳する。小説を原作に脚本を作る。ピアノ曲を吹奏楽で演奏できるような編曲する。

出典:公益社団法人著作権情報センター「小・中・高校生のための映像資料『どうすりゃいいんだチョサクケン』解説編スライド」2024年

本日のおはなし

著作権

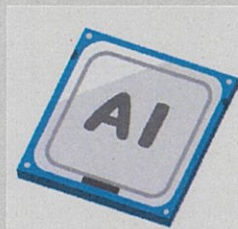
権利制限規定

気をつけたいこと

気をつけたいこと

★ Free

「フリー」
という言葉



「生成AI」
の利用

「フリー」という言葉

ホームページ

かわいいフリー素材集
いらすとや

スポンサーリンク

ONE PIECE
のイラスト

イラストを検索
イラストを検索

季節の
祝日・行事
のイラスト

イベント
のイラスト

人物
のイラスト

出典:いらすとやホームページのトップより
<https://www.irasutoya.com/>